

2004年 4月7日

藤沢市長 山本 捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会
会長 青 柳 義 朗

診療に関わる対応についてのお詫び文書及び藤沢市民
病院管理会議議事録に係る異議申立てについて（答申）

2003年10月7日付けで諮問された診療に関わる対応についてのお詫び
文書及び藤沢市民病院管理会議議事録の不存在決定に対する異議申立てにつ
いて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に係る診療に関わ
る対応についてのお詫び文書（以下「本件文書」という。）及び藤沢市民病
院管理会議議事録（以下「議事録」という。）の個人情報開示等請求に対し、
不存在を理由として2003年9月4日付けで行った決定は妥当である。

ただし、藤沢市民病院（以下「市民病院」という。）が行った行政文書の
取扱いは、藤沢市行政文書取扱規程第5条及び第40条の規定に反している。

また、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）
第1条に規定する自己の個人情報の開示請求等の権利の行使を阻害するもの
であり妥当とはいえない。今後は、藤沢市行政文書取扱規程を遵守し、適正
に行政文書を取り扱うよう求める。

また、市民病院に対する患者及びその家族の要望や苦情を処理することは、
市民病院の運営上重要な事項に該当するものと考えられるため、その点に関
する結果についても議事録として作成するよう求める。

2 諮問に至るまでの経緯

(1) 市民病院は、異議申立人からの苦情等に対し、本件文書を作成し200
2年11月7日付けで当該異議申立人に郵送した。

(2) 異議申立人は、本件文書の内容が事実と異なるということで、2002
年11月14日に市民病院職員に対し、市民病院管理会議（以下「管理会
議」という。）において、本件文書の誤りについて報告すること及び本件

文書を消去することを要請し、市民病院は本件文書を廃棄した。

- (3) 2002年11月18日に開催した管理会議において、本件文書の報告がなされたが、議事録には記載しなかった。
- (4) 異議申立人は、2003年8月21日付けで実施機関に対し、本件文書及び議事録について個人情報の開示請求を行った。
- (5) 実施機関は、異議申立人に対し、2003年9月4日付けで当該請求文書の不存決定処分を行った。
- (6) 異議申立人は、実施機関が行った不存決定処分を不服として、2003年9月16日付けで実施機関に対し、異議申立てを行った。
- (7) 実施機関は、藤沢市個人情報保護条例（昭和62年藤沢市条例第5号）第20条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護審査会に2003年10月7日付けで異議申立てについて諮問した。

3 実施機関が請求を拒否した理由

- (1) 本件文書は、廃棄処分としたため不存により拒否した。
- (2) 異議申立人の請求に係る情報は、議事録を作成していないため不存により拒否した。

4 異議申立人の主張要旨

- (1) 本件文書を消去するよう依頼したが、当該本件文書及びその作成のもととなる起案文書は公文書である。起案者が決裁者の承認なく廃棄することは行政文書取扱規程に抵触しないかという疑問があるため、異議申立てを行った。
- (2) 管理会議の席上で訂正の報告をしたとのことであったので、管理会議議事録の開示請求をしたが、不存であるとの理由により開示を拒否されたため、異議申立てを行った。

5 審査会の調査結果

- (1) 異議申立人から2003年11月26日に意見聴取し、実施機関職員及び実施機関関係人から2003年11月26日及び同年12月24日に意

見聴取し、本件文書が、藤沢市行政文書取扱規程に基づかず、廃棄処分されたことを確認した。また、管理会議の議事録に記載されていないことを確認した。

(2) 異議申立人の要旨は、申立てのとおりである。

6 審査会の判断理由

藤沢市個人情報の保護に関する条例第1条は、自己の個人情報の開示請求等の権利を保障し、市民の基本的人権を擁護することを目的として規定されている。また、本件文書は市民病院院長名で作成された、職務上の文書であり、行政文書と認められる。行政文書の取扱いについては、藤沢市行政文書取扱規程第5条に各課長の職務として、行政文書の滅失、損傷又は改ざんを防ぐため必要な措置を講ずるよう指導する義務が定められ、同規程第40条では、行政文書の保存期間が定められており、行政文書の性質や内容等に応じ保存期間を定め、完結した文書は、保存期間が満了する日まで保存することを義務付けている。

本件文書は、保存期間が満了する前に廃棄されており、藤沢市行政文書取扱規程に反するものであり、それは藤沢市個人情報の保護に関する条例第1条の趣旨に反することでもある。今後は、自己の個人情報の開示請求等の権利を保障するうえでも、適正に取り扱われるよう求めるものである。

また、患者及び家族からの市民病院に対する要望や苦情は、その後の対応などを明らかにし、医療行政の信頼を確保するうえからも、市民病院の運営上重要な事項に該当するものと考えられるため、この点に関する結果についても議事録として作成するよう求めるものである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2003. 10. 7	諮問
2003. 10. 9	審査会から市長に請求拒否理由説明書の提出要請
2003. 10. 15	市長から審査会へ請求拒否理由説明書の提出
2003. 10. 16	審査会から異議申立人に請求拒否理由説明書(写し)を送付し、説明書に対する意見書の提出を要請
2003. 10. 30	審査会から異議申立人に対し、市長から提出された請求拒否説明書に対する意見書の提出を要請
2003. 11. 20	異議申立人から審査会へ意見書の提出
2003. 11. 21	審査会から市長へ異議申立人からの意見書(写し)を送付
2003. 11. 26	異議申立人及び実施機関の職員から意見聴取
2003. 12. 24	関係人から意見聴取
2004. 1. 28	審議
2004. 2. 25	審議
2004. 3. 17	審議
2004. 4. 7	答申

第8期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2002年4月1日～2004年3月31日)

氏名	役職名等
青柳義朗	公認会計士
大淵辰雄	医師
小澤弘子	藤沢市市民相談弁護士
篠崎百合子	弁護士
森田侑男	東京学芸大学名誉教授

(敬称略、50音順)